社会福祉連携推進法人認定の手引き

令和 4年 4月

花巻市 健康福祉部 地域福祉課

○本手引きは制度の概要をまとめたものです。詳細は所在市町村に係る認定所轄庁（社会福祉法人の所轄庁と同様、詳細は後述）にお問い合わせください。

1. 社会福祉連携推進法人の概要

　○社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人という。」）は、「参画する社員の経営をバックアップすることを主たる目的とした、社会福祉法人を始めとする福祉サービス事業者間の互助組織」であり、自主的な連携と合併・事業譲渡との中間的な選択肢として創設された制度です。

　参画する社員の過半数が社会福祉法人である一般社団法人が、認定所轄庁の認定を受けることで成立します。

1. 実施できる業務

　○連携推進法人は以下の業務の全部又は一部を行うことができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名称 | 業務の例 |
| 地域福祉支援業務 | ・地域貢献事業の企画・立案  ・地域ニーズ調査の実施  ・事業実施に向けたノウハウ提供 |
| 災害時支援業務 | ・応急物資の備蓄・提供  ・被災施設利用者の移送  ・避難訓練  ・BCP策定支援 |
| 経営支援業務 | ・経営コンサルティング  ・財務状況の分析・助言  ・事務処理代行 |
| 貸付業務 | ・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け |
| 人材確保等業務 | ・採用・募集の共同実施  ・人事交流の調整  ・研修の共同実施  ・現場実習等の調整 |
| 物資等供給業務 | ・紙おむつやマスク等の物資の一括調達  ・給食の供給 |

　　※地域住民等に対する直接的なサービス提供は原則として想定しておらず、社会福祉事業を行うことができません。

　　※その他の業務は要件を満たす場合に実施可能です。

1. 組織機関

○連携推進法人は以下の組織機関を置くことが必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 組織機関 | 必要数 | 主な役割・権限 |
| 社員 | 2以上  （※1） | ・会費、入会金、業務委託費等の負担  ・重要事項の意思決定に当たって議決権を行使 |
| 社員総会 | ― | ・理事、監事、会計監査人の選任・解任  ・定款の変更  ・計算書類、役員報酬等基準の承認  ・社員の除名 |
| 代表理事 | 1人以上  （※2） | ・業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為 |
| 理事 | 6人以上 | ・連携推進法人の業務を執行 |
| 理事会 | ― | ・業務執行の決定  ・理事の職務の執行の監督  ・代表理事の選定及び解職 |
| 監事 | 2人以上 | ・理事の職務執行を監査  ・監査報告作成 |
| （会計監査人） | （1以上）（※3） | （・計算書類、附属明細書、財産目録の監査）  （・会計監査報告の作成） |
| 社会福祉連携推進評議会（以下「評議会」という。） | 3人以上  （※4） | ・意見具申・評価機関 |

※1ただし、社員の過半数は社会福祉法人であること。

※2理事の中から選定。

　※3損益計算書中サービス活動収益計30億円又は貸借対照表中負債の部合計60億円を超える法人の場合に選任が必要。

　※4　団体も可。

第4　業務運営

　○連携推進法人の業務運営に当たっては、特に次の点に留意が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 留意事項等 |
| 名称 | ・連携推進法人はその名称中に「社会福祉連携推進法人」の文字を用いなければならない。  ・名称変更時の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付。  ・連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に「社会福祉連携推進法人」であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。  ・連携推進法人は、不正の目的をもって、他の連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。 |
| 特別の利益を与えてはならない関係者 | ・①連携推進法人の社員又は基金の拠出者  ・②連携推進法人の理事、監事、職員又は評議会の構成員  ・①及び②に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族  ・①から③に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者  ・③及び④に掲げる者のほか、①又は②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者　他 |
| 業務運営に係る費用 | ・社員からの会費等により賄われる。  ・会費等の使途及び金額について、理事会で決議した上で社員総会において承認を得ることが必要。 |
| 社員の義務 | ・その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない。  ・連携推進法人に対し、経費を支払う義務を負う。 |
| 評議会の運営 | ・少なくとも毎年度1回以上は開催。  ・決算に係る理事会の開催後から定時社員総会までの間に行うことを基本とする。 |
| 社会福祉連携推進目的事業財産等 | ○次に掲げる財産につき、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならない。  ・社会福祉連携推進認定を受けた日（以下「認定日」という。）以後に寄附を受けた財産  ・認定日以後に交付を受けた補助金その他の財産  ・認定日以後に行った社会福祉連携推進業務に係る活動の対価として得た財産  ・認定日以後に行ったその他業務から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産  ・上記に掲げる財産を支出することにより取得した財産  ・認定日の前に取得した財産であって、同日以後に財産目録、貸借対照表等において、社会福祉連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産　他 |
| 会計処理 | ・社会福祉連携推進法人会計基準の規定に従って行わなければならない。  ・会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わるもの。 |

第5　認定申請等の手続

　○連携推進法人の認定を受けるための手続等に関する概要は以下の通りです。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 具体的内容等 |
| 認定所轄庁 | ○連携推進法人の主たる事務所の所在地及びその行う事業の区域に応じ、次のとおり。  ・①主たる事務所が市の区域内にある連携推進法人であって、その行う事業が当該市の区域を越えないもの　⇒　市長  ・②主たる事務所が指定都市の区域内にある連携推進法人であってその行う事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの  　　⇒　指定都市の長  ・③連携推進法人の行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、次のいずれかに該当するもの  　　ア社員に係る法人の主たる事務所が全ての地方厚生局の管轄区域にわたり、かつ社会福祉連携推進業務の全てを行うもの  　　イ　アに類するもの  　　⇒　厚生労働大臣  ・④　①から③まで以外のもの　⇒　都道府県知事 |
| 申請 | ○次に掲げる申請書類の提出が必要です。  ・申請書  ・定款  ・社会福祉連携推進方針  ・登記事項証明書  ・役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類  ・認定基準のいずれにも適合することを証する書類  ・欠格事由のいずれにも該当しないことを証する書  　類  ・評議会の構成員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類  ・社員の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類  ・役員・評議会の構成員の履歴書及びその就任に係る承諾書類  ・認定申請段階において当該連携推進法人に帰属すべき財産の財産目録  ・認定申請を行う会計年度及びその次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書  ・その他認定所轄庁が必要と認める書類 |
| 社会福祉連携推進方針 | ○次の事項等を記載し、社員総会の決議を経なければならないもの。  ・社員の氏名又は名称  ・社会福祉連携推進区域の範囲  ・社会福祉連携推進業務の内容  ・貸付業務に係る事項（実施する場合） |
| 認定基準 | ○以下の事項について審査を行います。  ・法人設立の目的  ・社員の構成  ・社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び財産的基礎  ・社員の資格の得喪について  ・定款の記載事項 |
| 欠格事由 | ○次のいずれかに該当する場合には、社会福祉連携推進認定は受けられません。  (1)役員のうち、次の①から④までのいずれかに該当する者があるもの  ・①連携推進法人が社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因があった日以前1年内に当該連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの  ・②罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（③に規定する者を除く。）  ・③禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者  ・④暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）  (2)社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの  (3)暴力団員等がその事業活動を支配するもの |

参考　関係法令通知等

※連携推進法人については、次の法令等に規定されていますので、必要に応じてご確認下さい。

○社会福祉法(昭和26年法律第45号)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

○社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

○社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

　○社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第177号）

　○「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて」（令和3年11月12日付け社援発1112第2号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について」（令和3年11月12日付け社援基発1112第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

○「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について」（令和3年11月12日付け社援基発1112第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）

○「「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ(NO.1)」について」（令和4年2月10日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）